

**公共サービス改革法に基づく民間競争入札実施要項案
(国民年金保険料の収納事業)に対する意見の募集結果について**

1. 意見募集の期間

平成29年2月1日から2月14日まで(14日間)

2. 意見募集の方法

日本年金機構ホームページに意見募集のお知らせを掲示

3. 意見募集の結果

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方等は以下のとおり

番号	意見対象箇所	意見概要	意見に対する回答等
1	3 (1) (エ) ⑤月次報告	・「翌月 3 営業日」までの報告は (iii) ではなく (ii) ではないでしょうか。また、現行事業で、(ii) は国年部への納品となっているが、事務センターへの報告に変わるのでしょうか。 ・「翌月 10 日」までの報告は (i) ・ (ii) ・ (iv) ではなく (i) ・ (iii) ・ (iv) ではないでしょうか。	・ ご指摘のとおりです。 記載については実施要項策定時に訂正いたします。なお、(ii) は国民年金部への報告となります。 ・ ご指摘のとおりです。 記載については実施要項策定時に訂正をいたします。

2	3 (2) (エ) 契約 (事業対象) 期間	・「日本年金機構が重大と判断した事故」とあるが、具体的にどのような内容があるのでしょうか。	・業務改善指示、競争参加資格停止処分等を想定しています。
3	3 (4) (ア) ① (i) (ii) 本事業に関する達成目標 (i) 達成目標の設定 (ii) 最低水準の設定	・「特別催告状の効果による納付率」がマイナスされていますが、特別催告状の業者と年金事務所の連携による相乗効果は実績に見込んでもらえないのでしょうか。(現行事業では、平成28年10月から特別催告状発送前に事前の電話督促を実施していて効果高い)	・今回は特別催告状の発送後、一定期間(特別催告状送付後4日目から14日目)内の納付を「特別催告状の発送による納付」として、達成目標及び実績から除外することを目的としています。 事前の督促による相乗効果について、断定的な切り分けは困難であることから、当該期間の納付は一律に除外しますが、一定期間経過後の特別催告状の効果は実績として計上することから、連携による相乗効果も一定程度反映するものと考えています。
4	3 (4) (ウ) ① (iv) 達成目標等の見直し	・「納付率の増減に基づき、設定を見直すものとする」とありますが、納付率が増加しても見直しが入るのでしょうか。また、業者の成果によって納付率が増加した場合も、目標は上がるのでしょうか。 ・「納付率の増減」について、算出根拠には納付率がつく名称が複数ありますが、どれを指すのでしょうか。 ① 現年度の場合：最低納付率(前年度末における現年度保険料の納付率) 過年度1年目の場合：前年度現年度納付率 過年度2年目の場合：前年度過	・業者に求める事業の達成目標は納付率の向上であることから、期首の納付率に変更があった場合は増減の如何にかかわらず見直しを行い、目標とする伸び率を達成目標として設定します。 ・①を指します。

		年度 1 年目納付率 ②「推計する」としたものを、実績で見直す ③その他 ・設定の見直し時期と頻度について 【見直し時期】 例えば第 1 期は、平成 28 年度納付率が確定して何か月後でしょうか。 【頻度】 每期、当該期以降を見直すということでしょうか。 ・「民間事業者は協議の申し入れを行う場合、本事業の再開日から起算して 90 日以内に書面により日本年金機構に対して申入れをおこなう」とあるが、申入れをすれば、必ず協議はしてもらえるのでしょうか。	・毎年度末の納付率が確定後、1 か月程度を目安に設定を見直します。なお、平成 27 年度の納付率は平成 28 年 6 月 30 日に厚生労働省から公表されました。 ・頻度については貴見のとおりです。 ・協議の申し入れについては、頂いた書面の正当性や事実確認を検討し、協議の可否について書面により回答することとしますので、必ずしも協議をお約束するものではありません。
5	3（4）（ウ）委託費 ②事務所別・期別・保険料の種別基本額の増額及び減額措置	・「上記（ア）①及び②の達成目標～」とありますが、「②」はないため「及び②」は誤記ではないでしょうか。 ・期別・保険料の種別基本額の事務所別基本額への按分について 「達成目標の割合に応じて按分」となっていますが、事務所規模の大小に拘わらず、達成目	・ご指摘のとおりです。 記載については実施要項策定時に訂正いたします。 ・各期末における年金事務所ごとの対象納付月数により按分とします。 記載については実施要項策定時に訂正いたします。

		標（％）の割合で按分するというのでしょうか。	
6	3（4）（ウ） ③事務所別・期別・保険料の種別基本額の増額及び減額措置 （i）達成目標を超過した場合の増額 （ii）達成目標に達しなかった場合の減額	・増額措置についての考え方は、仮に達成率 125%とした場合は、「110%未満は 1%ごとに 0.5%ということで 4.5%。110%以上 120%未満で 1%ごとに 2%ということで 18%。120%超過で 1%ごとに 1%ということで 5%で合計 27.5%」なるのか、それとも、それぞれの基準範囲で達成目標をベースにして 125%の達成率の場合は、「120%を超過した場合で 1%ごとに 1%が適用で、25%」となるのでしょうか。 ・減額措置についての考え方は、仮に達成率 75%とした場合、「95%以上 100%未満で 1%ごとに 2%が適用で 10%。80%以上 95%未満で 1%ごとに 0.5%が適用で 7.5%。80%未満で 1%ごとに 1%が適用で 5%となり、合計 22.5%の減額」となるのでしょうか。または、「80%未満で 1%ごとに 1%が適用で 25%の減額」となるのでしょうか。	・110%で 5%の増額、120%で 25%の増額、125%で 30%の増額となります。表現については、実施要項策定時に訂正を検討いたします。 ・90%で 12.5%の減額、80%で 17.5%の減額、75%で 22.5%の減額となります。

		・「達成目標が 80%未満」について、「各達成目標について、それぞれ超過した～」とありますが、「超過した」ではなく「未達成」ではないでしょうか。	・ご指摘のとおりです。 記載については実施要項策定時に訂正いたします。
7	3（4）（ウ） ⑥法令変更による増加費用及び損害の負担	・「法令変更による増加費用及び損害の負担」に（i）から（iii）までのいずれかに該当する場合には日本年金機構が負担し、それ以外の法令変更は事業者負担とありますが、「それ以外の法令変更」とは具体的にどのようなものがあるのでしょうか。	・法令変更の都度、内容を判断することになるため、現時点をもって具体的な法令変更をお示しすることはできません。
8	3（5）事業実施体制 ①	・「繁忙期等の業務実施体制を充足するため」とありますが、繁忙期の判断基準はどのようなものがあるのでしょうか。	・機構が送付する催告状、免除・納付猶予ターンアラウンド申請書等の反応を見越して、一時的に受電等の体制を確保する必要がある場合等を想定しています。
9	3（6）民間事業者に提供する情報等 （イ）年金事務所ごとの納付状況及び免除等承認状況	・達成目標の進捗が分かる資料などの情報提供はどのようなものが提供されるのでしょうか。 ・免除の現年、過年1、過年2の平均月数のデータはもらえますでしょうか。	・各月の目標納付率、現在の納付率、それに伴う達成目標の達成率をお示しします。 ・入札公告後の情報開示に併せて提供を予定しています。
10	3（8）業務の引継ぎ	・「業務の引継ぎ」とは具体的にどのようなものなのでしょうか。	・委託期間終了日以降に訪問する旨の約束となった場合の対象者のデータ、委託期間終了直前に督促実施した対象者のデータ等を想定しています。

1 1	8 (2) (ウ) ①業務の履行場所に関する事項 (ii)	・「特定の事務室への入退室状況を記録」とありますが、テンキーでの管理でも、別途記録を取れば問題ないでしょうか。	・入退室者及び入退室時間を把握できるものであれば書面による記録でも構いません。
1 2	8 (2) (ウ) ④電子計算組織等にかかる安全管理措置 (i) (ii) (vi)	・「電子計算組織について、インターネットから物理的に又は論理的に隔離すること」とありますが、論理的とは具体的にどのような内容でしょうか。 ・「通信経路はインターネットに接続してはならない」とありますが、インターネット経由の接続は全て不可なのでしょうか。 ・「毎営業日、ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを更新するとともに、ウイルススキャンを実施すること」とあるが、(i)でインターネットから隔離されている状態ですがどのように更新を実施すべきでしょうか。	・システム上の制御をもってインターネット環境から隔離されている状態を指します。 ・貴見のとおりです。 ・技術的にウイルス対策ソフトの導入及びセキュリティパッチの適用をすることができない電子計算機を使用する場合は、④(viii)に基づき協議をしてください。
1 3	8 (3) (キ) 再委託 ①	・再委託できる業務とは具体的に何になりますでしょうか。 (個人情報のないパンフレット・チラシ、封筒等を作成・印刷する場合も再委託にあたるのでしょうか。)	・個人情報を含まないパンフレットの印刷等、本事業に用いる書類の印刷については再委託ができる業務となります。 実施要項策定時に再委託できる業務については具体的に明記するよう検討します。

14	8(3)(キ)再委託 ③	・NO13と関連して、③の4行目に「個人情報の管理その他運営管理の方法」について承認を得れば、再委託は可能なのでしょうか。	・個人情報が目に触れる業務の再委託はできません。
15	その他	・「国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項(案)についての意見」は入札実施要項に反映されるのでしょうか。また、実施要項に反映されなくてもこの回答内容については本事業の実施において有効性はあるのでしょうか。	・意見につきましては必要に応じて実施要項に反映します。また、意見の他、官民競争入札等監理委員会の審議を経て正式に実施要項を策定するため、今回の回答は本事業の実施の際の有効性をお約束するものではありません。
16	3(4)(ア) (iv)達成目標等の見直し	・「天災地変、法令の制定又は改廃等」の不可抗力により本事業の中止、停止又は一部停止した場合について、不可抗力による債務不履行については原則として免責されるのが通常である点からすれば、契約内容、達成目標及び最低水準の設定の見直しは、両者協議のうえで適切になされなければならない旨明記すべきと考えます。 ・「協議することができる」との表現では、適切な見直しが行われなくても特に問題ないことになり、また見直しの条件として民間事業者側に90日以内の申し入れを義務付けることは、特段の根拠がなく妥当ではありません。	・本契約は国民年金保険料の納付督促等を包括的に委託する業務であり、委託費の増減額措置は達成目標の達成状況に応じた措置であることから、債務の履行又は不履行を原因とするものではありません。 また、短期間の停止等、事業の実施に影響を及ぼさない場合においては、必ずしも協議による見直しの必要がない場合もあることから、協議を必須とすることは考えていません。 ・短期間の停止等、事業の実施に影響を及ぼさない場合においては、必ずしも協議による見直しの必要がない場合もあることから、協議を必須とすることは考えていません。 また、再開後の達成目標等を見直しするための協議にもかかわらず、事後的に期末の結果をもって見直しの協議を申し入れすることができることは、協議の趣旨から反するため申し入れの期限は必要と考えます。

		2015 年 6 月に貴機構による情報漏洩が発生しておりますことから、不可抗力による場合についてのみでなく、貴機構の責に帰すべき事由による本事業の中止、停止又は一部停止が生じた場合につきましても同様に、契約内容、達成目標及び最低水準の設定見直しが適切になされなければならない旨明記すべきと考えます。	・「天災地変、法令の制定又は改廃等の事由」は必ずしも不可抗力による状況に限定していないことから記載は不要と考えます。
17	その他	民間事業者ではなく、年金の知識を備えている社会保険労務士連合会に委託してはどうでしょうか。	・本事業は「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十一号）」に基づく事業として実施しています。公平性や透明性の確保の観点から「一般競争入札」により委託する民間事業者を決定しています。 事故防止、業務品質については、研修の必須化等により向上を図ります。